第六十九条第一項第一号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改め、同条第四項中「第二百条第二項」を「第二百条第一項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第七十条第四項第一号中「第六十四条第一項第一号」を「第六十四条第一項第一号」に、「第六十六条第一号から第五号まで」を「第六十六条第一項第一号から第六号まで」に改める。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令の一部改正）

第八条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「掲げる特定資産」の下に「（従たる特定資産（新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産をいう。次条第一号及び第十二条第八号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四号中「又は同第八号に規定する特定資産の価格につき調査した結果」を「及び次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　特定資産が新資産流動化法第四十条第一項第八号イ又は第百二十二条第一項第十八号イに掲げる資産であるときは、新資産流動化法第四十条第一項第八号イ又は第百二十二条第一項第十八号イに規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価の結果

ロ　特定資産が新資産流動化法第四十条第一項第八号ロ又は第百二十二条第一項第十八号ロに掲げる資産であるときは、新資産流動化法第四十条第一項第八号ロ又は第百二十二条第一項第十八号ロに規定する当該資産の価格につき調査した結果

第十一条第一号中「特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。次号において同じ。）」を加える。

第十二条第八号中「特定資産」の下に「（従たる特定資産を除く。）」を加える。

第十五条第一項第三号ロ中「第二百三十三条第四十項第一号ロ⑵」を「第二百三十三条第三十九項第一号ロ⑵」に改め、同号ニ中「第二百三十三条第四十項第一号イ」を「第二百三十三条第三十九項第一号イ」に改める。

第十九条第一項中「承認が」を「承諾が」に改め、「書類」の下に「（第十一条第一号に掲げる事項の変更の承認を受けようとする場合にあっては、変更後の特定資産管理委託等契約書案を含む。）」を加える。

第二十四条中「第二百三十三条第四十四項」を「第二百三十三条第四十三項」に改める。

第九条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項第十五号中「規定により、特定資産の価格等」を「鑑定評価又は同条第二項」に、「当該調査」を「当該鑑定評価又は調査」に改め、「概要」の下に「（当該鑑定評価又は調査の年月日又は期間を含む。）」を加える。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正）

第十条　次に掲げる府令の規定中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

一　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第十一条第七項

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第十一条第三項

三　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第四条第三項

四　担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）第三条第三項

五　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第三十三条第二項

（銀行法施行規則等の一部改正）

第十一条　次に掲げる府令の規定中「同法第二条第十二項」を「同条第十二項」に、「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項

二　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十三条の七第三項

三　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百二十条第三項

四　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第五十七条第三項（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二十三号の二ハ中「第二百条第三項」を「第二百条第二項」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五号の二様式記載上の注意⑷e中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第五号の四様式記載上の注意⑱中「資産流動化法第230条第１項第４号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下この様式において「社債的受益権」という。）を「社債的受益権（資産流動化法第230条第１項第２号に規定する社債的受益権をいう。以下この様式において同じ。）に、「平成12年政令第128号」を「平成12年政令第479号」に、「第52条第１項第１号」を「第52条第２項第１号」に、「同条第４号」を「同項第３号」に改める。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の項、別表第三資産の流動化に関する法律の項及び別表第四資産の流動化に関する法律の項中「第二百条第四項」を「第二百条第三項」に改める。

（金融庁組織規則の一部改正）

第十五条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第二百二十五条第二項及び第三項」を「第二百二十五条第二項から第四項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行規則別紙様式第十三号は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第五条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則第七十二条第一項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する計算期間に係る信託財産の管理及び運用に係る報告書について適用し、施行日前に終了した計算期間に係る信託財産の管理及び運用に係る報告書については、なお従前の例による。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第七条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第六十六条第一項及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る事業報告について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る事業報告については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第十項」に改める。